

## 平太郎処分場増設計画に係る環境影響評価準備書に対する知事意見について

### 1 総括的事項について

- (1) 対象事業実施区域は学校及び住宅地等に近接していること、及び東日本大震災に伴う災害廃棄物を当該処分場へ搬入するため車両の往来頻度が高くなっていることなどから、事業の実施に当たっては、生活環境に与える影響をできる限り回避、低減できるよう環境保全に最大限配慮すること。

また、当該施設において事故等が発生した場合における対応についても、環境影響評価書に記載すること。

- (2) 対象事業実施区域の位置する地域は、石炭採掘地域であったことから、事業の実施に当たっては、地盤の安定性を確保するため十分な保全措置を講じること。

- (3) 東日本大震災に伴う災害廃棄物の搬入により、水処理施設への負荷が増大することが想定されることから、必要に応じて放流水質の調査頻度を上げるなど適正な維持管理を行うこととし、その旨環境影響評価書に記載すること。

また、水質測定結果については随時公表するなど、地元住民等への説明を十分に行うこと。

- (4) 東日本大震災に伴う災害廃棄物の搬入等により、環境影響評価書作成段階で事業の内容を変更する必要性が生じた場合は、当該変更による環境への影響について予測及び評価を行い、その結果に基づき必要な環境保全措置を講じること。

- (5) 環境影響評価書作成段階で予測し得ない環境への影響が生じた場合は、専門家の指導及び助言を得るなど適切な対策を講じること。

### 2 大気環境について

- (1) 建設機械の稼働に伴う騒音の予測に当たっては、周波数ごとに過剰減衰量を計算して全帯域を合成して等価騒音レベルを算出することとし、その結果を環境影響評価書に記載すること。

- (2) 騒音及び振動の現地調査期間の選定根拠及び調査地点の追加経緯について、環境影響評価書に記載すること。

- (3) 悪臭の現地調査地点の選定根拠を環境影響評価書に記載するとともに、風向きによっては西側の近隣住宅への影響も懸念されることから、必要に応じて敷地境界西側を調査地点に追加し、予測及び評価を行うこと。

### 3 水質について

- (1) 浸出水処理施設からの放流水質については、ホウ素除去処理施設を稼働させる前提で予測及び評価を行っているが、当該施設は予備施設であることから、当該施設を稼働させない場合における予測及び評価も行い、その結果を施設稼働時の結果とあわせて環境影響評価書に記載すること。

また、ホウ素除去処理施設を稼働させる条件について環境影響評価書に記載すること。

- (2) 下流域における利水状況等を考慮し、浸出液処理施設の放流水に係る塩化物イオンについて予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価書に記載すること。
- (3) 地下水位の現地調査が東日本大震災以前に行われており、震災の影響による変動が懸念されることから、震災前後における地下水位の変化等について環境影響評価書に記載すること。

### 4 動植物について

猛禽類については、最新の営巣状況を確認のうえ評価するとともに、「猛禽類保護の進め方（改訂版）平成24年12月 環境省」を参考として保全措置を講じることとし、その結果を環境影響評価書に記載すること。

### 5 その他

- (1) 環境影響評価書の作成に当たっては、既存処分場や覆土材貯積場等との関連性が把握できるように配慮すること。
- (2) 環境影響評価書の作成に当たっては、上記の内容を十分に踏まえたものとするとともに、必要に応じて関係機関と協議すること。